

# 第1章 計画策定の概要

## 1. 計画策定の趣旨

みどり市は、みどり市総合計画において「輝くひと 輝くみどり 豊かな生活創造都市」の実現に向けて、「人を育て文化をはぐくむまちづくり」の基本政策の下、生涯学習の推進に努め、地域が守り育ててきた資源を活用しながら、市民が生涯を通じて学習に取り組むことができる社会を目指しています。

生涯学習は、教育基本法第3条において「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならない」とする理念が示されています。生涯学習が必要な理由を文部科学省は、「社会・経済の変化に対応するための知識や技術の習得による人材育成のため」「心の豊かさや生きがいのため」「学歴だけでなく様々な学習の成果が適切に評価される社会を築くため」としています。

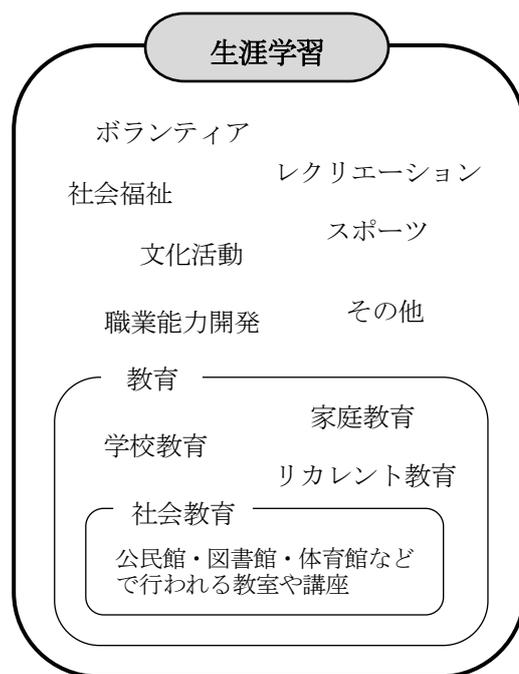
また、生涯学習は、社会教育・学校教育・家庭教育など全ての教育機会を総合的な観点で捉え、総合的・包括的な概念（マスター・コンセプト）であると言われています。

近年、科学技術の進歩や少子高齢化、地域社会の人間関係の希薄化など、社会を取り巻く環境は急激に変化しています。それと共に、生涯学習に対する市民の学習ニーズや意識も多様化しています。

こうした状況の中、市民一人ひとりが豊かな人生を生き抜くために、生涯の各時期に応じて必要な学習機会を選択して「学び」、その学んだ成果を地域社会に「循環」することができる「生涯学習社会の実現」が求められています。

本市では、平成23年3月に「みどり市生涯学習振興計画」を、平成28年3月に「第2期みどり市生涯学習振興計画」を策定し、様々な生涯学習の推進に取り組んできました。

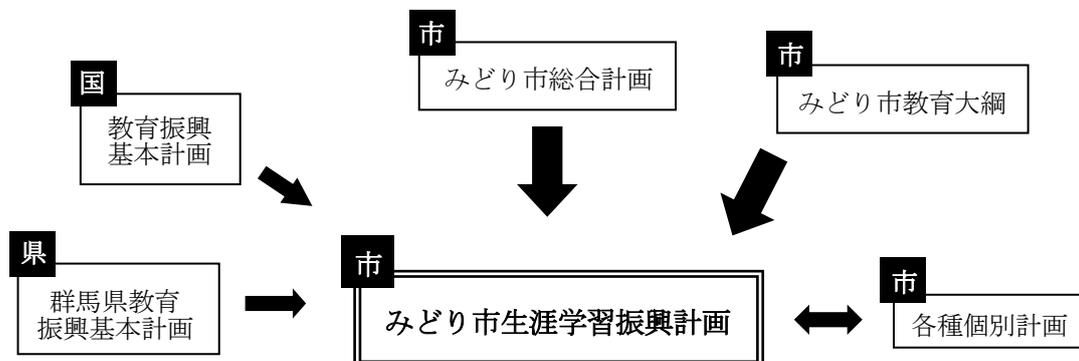
今後も市民が生きがいのある豊かな人生を送ることができるよう生涯学習推進に向けて、生涯学習の推進体制の基盤を整備し、その施策を明らかにするため、第3期みどり市生涯学習振興計画を策定します。



## 第1章 計画策定の概要

### 2. 計画の位置付け

本計画は、「みどり市総合計画」及び「みどり市教育大綱」の内容を受けた個別計画のひとつです。国の「教育振興基本計画」や県の「群馬県教育振興基本計画」の生涯学習に関する計画や方針、及び本市の上位計画・関連計画との整合性に留意しながら策定しています。



### 3. 計画の期間

この計画は、2022年度から2026年度までの5年間とします。

ただし、生涯学習を取り巻く環境の変化に応じ、必要があるときは計画の見直しを行います。

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
計画			第2次みどり市総合計画（平成30年度～令和9年度）										
			第2次みどり市教育大綱（平成30年度～令和4年度）										
		第2期みどり生涯学習振興計画（平成28年度～令和3年度）					第3期みどり生涯学習振興計画（令和4年度～令和8年度）						
			第3期教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）										
			第3期群馬県教育振興基本計画（令和元年度～令和5年度）										

### 4. 計画の構成

この計画は、『第1章 計画策定の概要』、『第2章 みどり市の生涯学習の現状』、『第3章 計画の基本的な考え方』、及び『第4章 具体的な施策の展開』で構成します。